JR東海労ニュース

№2750 2023年3月6日 R東海労働組合



2023JR総連春闘を職場から闘おう!シリーズ⑩

祝日手当の復活、各種手当を増額せよ! 出向社員の待遇を本体並みに! 第 4 回 団 交

本部は本日、2023年度賃金引き上げ、夏季手当及び諸要求に関する申し入れに 対する第4回団体交渉を開催しました。今回は、祝日手当の復活、各種手当の増額、 出向社員の労働条件改善などについて議論しました。

祝日手当について、本部は「祝日勤務は特殊であることは会社も認めている。特殊というなら手当を復活すべきだ。多くの社員が手当の減額となった。不公平であり、理不尽極まりない」などと主張しました。会社は「祝日手当は廃止した分、休日手当と夜勤手当の増率を行ったため減額ではない。祝日手当を復活する考えはない」などと回答し、対立しました。

割増賃金の増率や職務手当などの各種手当の増額について、本部は「職務の重責からすれば現在の金額では十分とはいえない。その上、物価高騰で金の価値は下がっている」などと主張しました。会社は「現行の金額が妥当である。見直す考えはない」などと回答し、対立しました。

出向社員の労働条件などについて、本部は「JR本体と比較すると大きな差があり、 出向者は理不尽な扱いを受けている。社籍がJR東海である以上、賃金・労働条件は 本体に合わせべきだ」などと主張しました。会社は「出向先の労働条件は出向先会社 が決めるものだ」などと回答し、対立しました。

また、出向組合員に対し約32万円もの賃金過払いが発覚したことについて本部は、 再発防止を疎かにした会社の威勢を改めて抗議しました。賃金過払いについて、具体 的な再発防止に取り組もうとする会社の姿勢は見られませんでした。

次回の第5回団体交渉は、3月9日に開催します。